

第1回 仁淀川流域市町村長の意見を聴く会

議事録

平成 25 年 2 月 7 日（木）

14:00～16:30

日高村社会福祉センター

2 階 大ホール

1. 開 会

司会 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より、第1回仁淀川流域市町村長の意見を聴く会を開催させていただきます。

市町村長の皆さまには、本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所副所長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あらかじめ市町村長の皆さまにお願いがございます。本会議は公開で開催されておりまして、速記録につきましては、お名前を明示してホームページやニュースレター等で公表いたします。どうぞご理解・ご了承のほど、よろしくお願いいたします。なお、公表に際しましては、後日、事務局から皆さまのご発言内容を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第です。「仁淀川流域市町村長の意見を聴く会」傍聴者の皆さまへ傍聴にあたってのお願いです。資料 - 1、配席図です。資料 - 2、市町村長名簿です。資料 - 3、仁淀川水系河川整備基本方針です。資料 - 4、仁淀川水系河川整備計画【素案】に関する説明資料です。資料 - 5、意見記入用紙です。冊子で、仁淀川水系河川整備計画【素案】です。最後に、仁淀川ニュースレターです。以上でございます。不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し出ください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

はじめに、開会に当たりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の野仲よりご挨拶を申し上げます。

2. 挨 拶

事務局（国交省） 皆さん、こんにちは。

高知河川国道事務所長の野仲でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、常日ごろより、河川行政をはじめ、国土交通行政全般にわたりましてご理解・ご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、これから一級水系仁淀川の河川管理者であります国土交通省と高知県、共同で仁淀川水系河川整備計画を策定したいと考えております。河川整備計画とは、皆さんご存じとは思いますが、今後、概ね30年間の河川整備の具体的な内容・具体的なメニューを定めるものでございます。そういった河川整備の具体的な内容を定めるものでございますので、仁淀川流域の方々の意見を十分に踏まえることが大切と考えております。学識経験者をはじめ、今日いらっしゃっております市町村長さま、また何よりも流域住民の方々の意見を反映するために、きちんとご説明した上でご意見・ご要望を伺うことにしております。

今日のこの会議につきましては、名前のとおり、流域市町村長の意見を聴く場でございます。皆さま、各市町村の治水と利水と環境についてよく熟知されていらっしゃる皆さまだと思っておりますので、そういった市町村の皆さまから生の声をお聞きして、整備計画に反映していきたいと考えております。

「奇跡の清流仁淀川」の安全で安心な川づくりの基本となる河川整備計画につきまして、本日、活発にご議論していただき、忌憚のないご意見・アドバイスをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、以上、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 市町村長紹介

司会 次に、この仁淀川流域市町村長の意見を聴く会にご出席いただいております市町村長の皆さまをご紹介させていただきます。上流域からとなりますが、仁淀川町長さまより時計回りにご紹介させていただきます。

市町村長の皆さまは、ご着席のままで結構です。

仁淀川町長 大石弘秋さまでございます。

越知町長 吉岡珍正さまでございます。

佐川町長 榎並谷哲夫さまでございます。

日高村長 戸梶眞幸さまでございます。

いの町長 塩田始さまでございます。

土佐市長 板原啓文さまでございます。

高知市長におかれましては、本日、所用のためご欠席で、代理出席をいただいております。高知市都市建設部長 海治甲太郎さまでございます。

4. 議 事

司会 それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進め方でございますが、まず議事次第4の1)と2)につきまして事務局から資料に基づき一括してご説明いたします。次に、ご説明させていただきました内容につきましてご質問やご意見等をいただく時間として1時間10分程度を予定しております。

それでは、仁淀川水系河川整備計画策定についてと仁淀川水系河川整備計画【素案】についての説明を一括していたします。

事務局、どうぞ。

事務局（国交省） 国土交通省高知河川国道事務所調査課長の森本と申します。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

前方のスクリーンとお手元に配布させていただいております資料も併せて見ていただきながらお聞きいただけたらと思います。

それでは、仁淀川水系河川整備計画【素案】につきまして説明させていただきます。

最初に整備計画策定の仕組みについて説明を行い、その後、整備計画の内容について説明進めてまいります。

1) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

まず、河川整備の枠組みは2つあります。その一つが河川整備基本方針です。河川の整備を行うに当たっての長期的な基本方針および河川の整備の基本となる事項を定めております。

河川整備計画は、河川基本方針をベースに、期間を定め、具体的な整備内容を定めるものでございます。

仁淀川水系河川整備計画の策定までの流れでございます。昨年12月27日に発表されました素案に対しまして、仁淀川流域の住民の方々、学識経験者、関係市町村長の方々からの意見をお伺いいたします。それらの意見を基に整備計画【素案】の修正を行い、最終案を作成してまいります。最終案につきましては、高知県知事の意見を伺い、その意見を反映させた形で仁淀川水系整備計画を作成・決定いたします。

整備計画での意見の聞き方ですが、有識者9名から成る仁淀川流域学識者会議、関係7市町村長から成ります仁淀川流域市町村長の意見を聴く会、そして流域住民につきましては流域3会場で仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催して意見を伺います。今回は第1回目で、修正素案で第2回目、計2回を行う予定でございます。また、河川整備計画の内容を示したニュースレターの発行、ホームページの開設を行い、住民の方々の意見としてパブリックコメントを受け付けております。

仁淀川水系河川整備基本方針の概要

仁淀川水系河川整備計画のベースとなります仁淀川水系河川整備基本方針ですが、平成20年に策定をしております。その基本方針は、災害の発生または軽減に関わる方針として、堤防の新設、河道の掘削等の河川施設の整備と河川管理施設の維持管理、そして地域住民との連携により被害の軽減対策を示しております。

また、河川の適正利用・流水の正常な機能の維持として、関係機関との連携による必要流量の確保、渇水被害の軽減を示しております。

3番目に、河川環境の整備と保全として、河川水質の保全、景観の維持・創出、河川利用の促進等が示されております。

次に、河川の整備の基本となるべき事項として、基準地点伊野におきまして基本高水流量を17,000 m³/sとし、うち3,000 m³/sを大渡ダム等の洪水調節施設で調整を行い、河道で受け持つ流量を14,000 m³/sとしております。また、流水の正常な機能を維持するため、鎌田用水の上流に位置する加田地点において、かんがい期24 m³/s、非かんがい期20 m³/sと設定をしております。この水量は大渡ダムによって調整されて確保されています。

2) 仁淀川水系河川整備計画【素案】について

それでは、仁淀川水系河川整備計画の素案について説明させていただきます。

河川整備計画【素案】の構成でございます。最初に仁淀川の概要、仁淀川の治水・利水・環境について現状と課題を示しております。次に、河川整備計画の基本理念、対象区間、対象期間を示し、同じく治水・利水・環境に関する目標と具体的に実施する内容について示しております。最後に、仁淀川の河川整備のため今後に向けての取り組む課題を示しております。

今回の説明の順番といたしまして、仁淀川の概要、素案の基本理念、対象区間、対象期間を説明させていただいた後、治水・維持管理・利水・河川環境の各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容を説明させていただきます。

仁淀川の概要

まず、仁淀川の概要でございます。仁淀川の流域は、愛媛県と高知県の2県にまたがり、流域面積は1,560 km²で、四国では、四万十川に続く3番目に大きい河川です。

源流は石鎚山、流路延長は124kmとなっております。

仁淀川流域の地形を上流から見ていきますと、上流域と中流域は急峻な山地で構成されております。下流域は、日下川・宇治川・波介川に見られるように、東西から支流が合流しており、これらの支流沿いに平野が形成されています。これらの平野は、仁淀川から離れるほど低い地形となっており、慢性的な水害に悩まされた歴史があります。

次に、仁淀川流域の気候についてですが、降水量は平均で年間2,500 mm。全国平均の1.6倍の全国有数の多雨地帯となっております。年間降雨の約4割が台風期でもある7月から

9月に降り、また、中流域と下流域に多く降る特徴がございます。

仁淀川流域の人口は減少傾向で、特に上流域の町村は半減している状況です。

仁淀川流域の土地利用は、上流域・中流域はほとんど森林で占められています。平地の多くは農地として利用されています。また、産業では、下流域では古くから製紙業が盛んでございます。

仁淀川水系河川整備計画の基本理念・対象区間・対象期間

続きまして、仁淀川水系の河川整備計画の基本理念、対象区間および対象期間について説明させていただきます。

整備計画の基本理念ですが、清流仁淀川の安全で安心な川づくりという方針の下に、安全で安心な暮らしを守る川づくり、豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全、豊かな自然とふれあうことができる川づくりという3項目を挙げております。これは、仁淀川の豊かな環境を保全・活用しながら、それと調和した治水対策を行っていくという方針を示したものでございます。

河川整備計画の対象区間は、国と高知県が協働して作成することから、国管理区間、県管理区間を対象としております。

対象期間は概ね30年とし、その間で実施する治水対策等を示しておりますが、河川整備の進捗、社会状況の変化等に合わせて必要な見直しを行います。

現状と課題、目標、実施内容

・治水

仁淀川【国管理区間】の治水対策

現状と課題

まず、治水対策について説明させていただきます。国管理区間と県管理区間に関するものがあり、まず国管理区間について説明させていただきます。

はじめに、現状と課題でございます。仁淀川の治水事業は、古くは江戸時代、野中兼山の行った治水事業にさかのぼりますが、本格的な治水事業は戦後、昭和23年の直轄河川改修事業着手が契機となります。その後、計画の見直しを何度か行い、平成20年に策定された仁淀川水系河川整備基本方針に受け継がれております。

堤防の整備状況を八田堰の上下流に分けてみますと、八田堰上流では概ね連続した堤防が整備されていますが、加田、谷、茂地等、堤防がない箇所があり、平成16年台風23号の洪水において加田地区で家屋浸水の被害が発生しております。

八田堰下流においては、連続した堤防が整備されています。しかし、一部、堤防断面が不足している区間があるほか、河床の堆積や樹木の繁茂により川の断面が不足している状況にあります。

次に、局所洗掘への対応です。仁淀川のみお筋はゆっくりと蛇行し、ほぼ安定をしてお

ります。水のあたる箇所のはほとんどは山付けですけれども、築堤部が水あたり箇所となる右岸 5 km 付近では、根固等の洗掘対策を実施しています。洗掘による護岸崩壊等も発生しているため、引き続き対策が必要となっています。

次に、堤防の浸透への対応です。仁淀川の堤防材料は砂質・礫質土となっているため、比較的浸透性が高くなっています。仁淀川では、たびたび堤防漏水が発生し、そのたび対応してきていますが、平成 16 年、平成 17 年にも洪水時の堤防漏水が発生している状況です。今後も、安全性が不足する区間については対応を図っていく必要があります。

以上、治水に関して現状と課題を説明してまいりましたが、次は河川整備計画における目標と実施について説明をさせていただきます。

(洪水を安全に流下させるための対応)

目標

治水の目標として、整備計画 30 年間で確保する河道の流下能力は上下流バランス、投資費用等を考慮し、八田堰上流で 11,000 m³/s、下流で 12,900 m³/s としております。これは、大渡ダムの洪水調節能力を考慮した上で、堰上流では戦後第 3 位の平成 17 年洪水を、堰下流では戦後最大規模となる昭和 38 年洪水を安全に流下させることのできる流下能力です。

実施内容

治水の目標に対する実施内容のうち、堤防の整備です。まず、八田堰上流においては、現在の堤防の整備のされていない加田地区、谷地区において築堤事業を進めます。堤防整備に当たりましては、河道の掘削や樹木伐採を併せて行いますが、生物の生息環境や河川利用に配慮して実施をしてまいります。

次に、河道の掘削等です。八田堰上流の堤防整備と併せて、下流においては仁淀川右岸の新居箇所から仁淀川左岸弘岡箇所までの約 4.2k の区間におきまして河道掘削を行い、流下能力を確保いたします。掘削に当たっては、汽水域においては動植物の生息空間である入り江・干潟環境を保全を図る形で、汽水域上流においては瀬・淵の改変を極力行わないように進めていきます。

次に、堤防の断面幅の確保です。用石箇所の波介川導流堤約 2 km については堤防断面が不足しており、堤防の拡幅を行います。

(局所洗掘への対応)

目標、実施内容

仁淀川での局所洗掘への対応は、水あたりとなっている仁淀川右岸の新居箇所、用石箇所、鶴若箇所、仁淀川左岸の八田堰直下流において進めていきますが、ほかの箇所についても、洪水後の状況等を見ながら必要に応じて実施していきます。

(堤防の浸透への対応)

目標、実施内容

堤防の浸透対策については、浸透に対する安全点検の結果、対策の必要な仁淀川左岸森山から弘岡までの区間、仁淀川右岸高岡箇所の約 6.6 km について計画的に対策を行ってま

いります。

（高潮、大規模地震・津波等への対応）

現状と課題

治水に続きまして、高潮、大規模地震・津波対策の現状と課題です。高潮対策については、波介川導流事業と併せて実施され、本年度完成する予定でございます。

津波対策は次の2つに分けて対応を図ることとしております。

一つは、発生頻度は極めて低いが、甚大な被害を伴う「最大クラスの津波」で、これについては、施設対応が困難であり、住民の生命を守ることを最優先として、津波防災地域づくりと一体となって減災を進めていく必要がございます。

2つ目は、発生頻度は比較的高い「施設計画上の津波」で、海岸における防御と一体になって河川堤防等の整備を進めていく必要があります。

また、仁淀川流域においては、東南海・南海地震連動で河口部で約2mの広域地盤沈下が予想されており、長期間の浸水への対応が必要となります。

また、堤防や樋門等の河川管理施設は、地震による揺れや液状化現象で沈下または破堤等の被害を受けることが予測され、東北地方太平洋沖地震によって得られた技術的な知見を踏まえ、対策を行う必要があります。また、短時間で襲来する津波に対応するため、樋門等の操作の自動化、高速化等も必要となります。

目標、実施内容

仁淀川の津波対策は、現状と課題のところでも申しましたが、「最大クラスの津波」に対しては、地域と一体となった総合的な被害軽減対策を実施していきます。「施設計画上の津波」に対しては、海岸堤防と整合を図りながら施設整備を進めてまいります。また、堤防、樋門等の液状化対策、耐震対策、樋門操作の自動化、高速化等を進めていくこととしております。

支川の治水対策（国管理区間）

現状と課題

続きまして、支川日下川、宇治川、波介川の現状と課題、整備計画での対応方針について説明させていただきます。

日下川、宇治川、波介川の3河川ともに、仁淀川本川に対し緩やかな勾配をもって東西方向から合流する支川です。日下川、宇治川、波介川とも流域に平地部を持ち、人家等が集中しておりますが、上流にいくほど標高が低くなる地形であり、また、仁淀川本川の水位の影響から洪水がはげにくく、慢性的な洪水被害に悩まされてきました。

まず、日下川の現状ですが、昭和50年の洪水を契機に仁淀川本川の影響を受けずに洪水を流すことができる日下川放水路が建設されています。しかし、平成16年洪水では床上浸水が発生する等、内水被害は引き続き発生しています。

次に、宇治川です。宇治川でも状況は同様であり、昭和50年洪水を契機に宇治川排水機

場の増設、河道改修等が実施されました。その後、平成 5 年に内水被害が頻発したことから、新宇治川放水路等を建設し、現在に至っております。

次に、波介川ですが、昭和 50 年洪水で平野部のほとんどが水没する甚大な水害が発生いたしました。当洪水を契機に波介川水門の設置等が行われました。その後、昭和 60 年に抜本的な治水対策として波介川河口導流事業に着手し、平成 24 年に完成し、現在に至っております。

以上が、日下川、宇治川、波介川の現状と課題です。

目標、実施内容

次に、目標と実施する内容です。宇治川、日下川につきまして、今後の内水被害の状況を見ながら家屋浸水被害が著しい場合、県、地元自治体と連携し、必要な内水対策を進めていくものとします。また、必要に応じて内水被害軽減のために機動性のある排水ポンプ車を配置します。それから、住民避難、低地への家屋進出抑制等の観点から、ハザードマップ作成への技術的支援等を行っていきます。既設の放水路等の施設について、老朽化、また、上流の改修状況に応じて更新・改築を進めていきます。

波介川につきましては、平成 17 年洪水規模の被害を解消するための床上事業を完了したところでございますが、今後、上流県区間の改修進捗に合わせ河道改修等を進めていきます。

以上、国管理区間の治水対策でございます。

引き続き、県管理区間の治水対策について高知県さんのほうからよろしく願いたします。

支川の治水対策（高知県管理区間）

事務局（高知県） 続きまして、高知県管理区間である支川の治水対策について説明いたします。

県の河川課課長補佐、竹崎です。よろしく願いたします。

座りまして説明をさせていただきます。

今回策定をします河川整備計画の目標が概ね 30 年でございますので、期間内に事業を予定しております波介川および支川火渡川、長池川、奥田川および支川奈呂川、日下川および支川戸梶川、宇治川、柳瀬川を整備計画【素案】に位置付けをしてございます。

（県管理区間全般）

目標

まず、県管理区間全般の目標です。1 点目ですが、整備計画の目標は、現在の整備状況や上下流の治水安全度のバランス等を勘案して河川ごとに決定してございます。支川全ての河川が同一規模の整備目標、年超過確率で整備する計画ではございません。地形や土地利用状況、上下流バランス等により整備計画の目標を決定していますので、この点を整理・記述してございます。

次に、仁淀川下流域の支川は低奥型の地形が多く、内水はん濫被害への対策が問題とな

ります。このため、2点目ですが、内水はん濫被害への対応としては、必要に応じた対策が行えるよう、国および地元自治体と連携し、被害の解消に努めるとしております。

次に、計画規模以上の超過洪水に対しても配慮が必要です。このため、3点目としまして、計画規模を上回る洪水、整備途上における施設能力以上の洪水の発生に対しては、国および地元自治体と連携を図り、浸水被害の軽減に努めるとしてございます。

次に、4点目として、災害復旧工事や局部的な拡幅工事および維持工事については、必要に応じて実施するとしてございます。

これが、県管理区間全般の目標です。

次に、各支川の説明は、整備計画【素案】の流れに沿いまして、現状と課題、目標、実施内容の順に説明をいたします。

(波介川および支川火渡川、長池川)

現状と課題

まず、波介川およびその支川火渡川、長池川の現状と課題です。仁淀川下流部の特徴としまして、下流域の支川の多くが仁淀川本川の堆積作用等により上流ほど地盤が低くなる低奥型の地形を呈してございます。波介川も同様でございまして、河床勾配緩く、仁淀川本川の背水の影響を強く受ける特徴がございまして。

波介川は、昭和50年の甚大な被害を受けまして、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業が実施されまして、この事業は昭和56年3月に完成してございます。このため、波介川本川の現状は、矢印で整理してございますが、一定の治水安全度が確保されているとしております。

支川火渡川、長池川は、これまで河川改修事業により浸水被害の軽減に努めてまいりましたが、平成16年、17年に浸水被害が発生しており、課題としましては、今後、河道拡幅、護岸工および河床掘削等を実施し、波介川本川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

目標

次に、波介川および支川火渡川、長池川の目標です。現在、波介川の県管理区間は、最下流部で河道整備流量として $420 \text{ m}^3/\text{s}$ 、年超過確率 $1/3$ 規模洪水の流下能力がございまして。支川火渡川、長池川は、この規模の流下能力が確保できておりません。このため、波介川の能力見合い、年超過確率 $1/3$ 規模洪水として仁淀川合流点での河道整備流量を火渡川は $80 \text{ m}^3/\text{s}$ 、長池川は $25 \text{ m}^3/\text{s}$ として河川整備を実施する計画でございまして。

実施内容

実施内容でございまして。流下断面の不足する区間におきまして護岸の整備および河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

断面のイメージ図、お示ししてございますが、これはあくまでも定規の断面を示したものでございます。河床をフラットにしないことや、水際に多様性を持たせる等、修正素案の段階で環境に配慮したイメージ図に修正をいたします。

（奥田川および支川奈呂川）

現状と課題

次に、奥田川および支川奈呂川の現状と課題でございます。奥田川も河床勾配極めて緩く、仁淀川本川の背水の影響を強く受けます。

奥田川につきましては、昭和 50 年の浸水被害を契機に河川事業に着手しました。その後、昭和 60 年に天王地区の大規模な宅地造成事業、これに関連しまして住宅宅地関連公共施設整備促進事業を導入して、整備区間を延長して事業を実施して、昭和 63 年に暫定の整備が完了してございます。その後、下流より順次計画流量の改修を進めておりますが、上流部に未整備区間が残っております。

支川奈呂川につきましては、平成 9 年に全体計画が認可されておりますが、整備開始に至っておりません。このため、課題は、今後、未改修区間において河道拡幅や河床掘削等を実施し、治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

目標

次に、目標でございます。奥田川および奈呂川の目標は、年超過確率 1 / 30 規模洪水です。流量は、奥田川の仁淀川合流点における河道整備流量 170 m^3/s としております。奈呂川の奥田川合流点での河道整備流量を 35 m^3/s としてございます。

実施内容

次、実施内容です。流下断面の不足する区間におきまして堤防および護岸の整備、河道掘削等を実施し、必要な断面を確保いたします。

断面のイメージ図につきましては、環境に配慮した断面に修正をする予定でございます。

（日下川および支川戸梶川）

現状と課題

次に、日下川および支川戸梶川の現況と課題でございます。日下川も河床が勾配緩うございます。仁淀川本川の背水の影響も強く受けるという特徴がございます。

日下川は、昭和 50 年災害により中小河川改修事業に着手しまして、その後、事業を広域河川改修事業に改めまして、現在も順次整備を進めております。平成 10 年には日下川に岡花調整池が、平成 23 年には戸梶川に馬越調整池が完成しております。

内水に効果のある対策としましては、昭和 21 年の南海地震による地盤変動対策事業が実施され、派川日下川放水路が昭和 36 年に完成しています。また、昭和 57 年に日下川放水路が完成しています。

河川改修事業は、現在も実施中です。課題としましては、今後、未整備区間において河道拡幅や河床掘削等を実施し、治水安全度の向上を図る必要があるとしてございます。

目標

次に、日下川および支川戸梶川の目標でございます。年超過確率 1 / 5 規模洪水です。日下川の仁淀川合流点における河道整備流量を 200 m^3/s としてございます。支川戸梶川の日下川合流点における河道整備流量は 95 m^3/s と計画をしてございます。

実施内容

実施内容です。流下断面の不足する区間におきまして堤防および護岸の整備、河道掘削等を実施して、必要な断面を確保します。

(宇治川)

現状と課題

次に、宇治川です。現状でございますが、平成 18 年に仁淀川水系宇治川河川整備計画を策定し、現在、天神ヶ谷川等の改修を進めてございます。今後は、この整備計画により順次事業を実施する必要があるとございます。このため、現状と課題のみ整理してございます。

(柳瀬川)

現状と課題

次に、柳瀬川です。柳瀬川は上流域の支川でございます、佐川盆地を流れることから河床勾配も緩く、流下能力が不足しております。

昭和 35 年から支川の伏尾川、斗賀野川で小規模河川改修事業を実施してございまして、昭和 50 年、51 年の連年の水害を契機としまして河川災害復旧助成事業として柳瀬川本川ほか、支川 35.8k が整備されてございますが、下流部が未整備となっております。

課題は、今後、未整備区間において護岸工や河道拡幅、河床掘削等を実施して、治水安全度を確保する必要があるとございます。

目標

目標でございます。年超過確率 1/10 規模洪水として、仁淀川との合流点におけます整備流量を 1,200 m³/s と計画してございます。

実施内容

実施内容につきましては、流下断面の不足する区間におきまして堤防および護岸の整備、河道掘削等を実施して、必要な流下能力を確保するとしてございます。

(修正素案 追加予定)

次に、追加の河川がございまして、素案に記載のある県管理区間の河川以外に、現在、一定の計画をもって県単独事業を実施する等の今後、事業を予定している河川がございまして、具体的には、現在、前に映しております波介川支川の末光川、渡し上り川、中の谷川、最後、河口付近で仁淀川に合流します支川新堀川でございます。これら 4 つの河川については、県単独事業で一定の計画をもちまして継続的に取り組む予定ですので、修正素案での追加を予定してございます。

以上、高知県管理区間である支川の治水対策でございます。

ダムによる洪水調節(国管理)

事務局(国交省)では、引き続きまして、大渡ダムによる洪水調節について説明させていただきます。

現状と課題

大渡ダムでは、昭和 62 年に完成した多目的ダムで、治水容量 4,900 万 m^3/s をもって計画最大流入量 6,000 m^3/s のうち 2,200 m^3/s を調節する能力を持っております。完成以来、25 年間に 15 回の洪水調節を行っております。平成 17 年洪水におきましては、治水容量の約 8 割を用いて貯水流入量 4,655 m^3/s のうち 1,462 m^3/s を調節し、下流の洪水被害を軽減しております。

目標、実施内容

今後とも、洪水調節機能の維持を図り、適切なダム操作を行うとともに、さらなる洪水調節機能の向上を検討してまいります。また、今後の降雨予測精度の向上等を図り、必要に応じてダム操作規則を適時見直してまいります。

以上、仁淀川水系河川整備計画における治水対策について説明させていただきました。

工事の実施における配慮事項

これからは、工事を行うに当たっての環境への配慮について説明をさせていただきます。

まず、河床の掘削に当たっては、掘削量を最小限にとどめ、瀬・淵、ヨシ原の保全を行います。掘削は、原則として平水位以上とし、工事中の濁水を極力抑えていきます。

下流汽水域における干潟については、掘削量を最小限とし、掘削に当たっては、干潮と満潮の範囲である潮間帯を残してまいります。また、低水護岸等の工事においては、良好な水際環境を整備し、ワンドの保全等に配慮してまいります。また、多自然川づくり等による河川景観の維持・形成を行ってまいります。

・維持管理

次に、整備計画における仁淀川の維持管理について説明させていただきます。

河道の管理

現状と課題

まず、仁淀川の河道の現状です。仁淀川の平均河床は砂利採取の影響で全川にわたり低下しておりますが、現状では概ね安定した状態になっております。しかし、河口部右岸の砂州等、樹林化した箇所もあり、洪水時の流下の阻害となる懸念がございます。また、河口部は河口閉塞が発生し、下流右岸の新堀川の排水不良、アユ等の魚類遡上・降下への影響が懸念されております。

目標

今後、樹木管理、河口管理を適切に実施していく必要がございます。

実施内容

これらの具体的な河道維持管理といたしまして、河川巡視により河道状況を把握し、河道整正、堆積土砂の撤去、樹木伐採を実施いたします。

河道内の樹木管理につきましては、モニタリングを行い、管理基準を作成してまいります。伐採に当たっては、河川・溪流アドバイザーの意見を参考に行います。

河口部の維持管理は、定期的に状況を監視し、河口閉塞時には、開削等の対策を実施いたします。

河川管理施設の管理

(堤防、護岸の維持管理)

現状と課題

次に、河川管理施設の維持管理でございます。堤防や護岸等の適切な維持管理を怠りますと、洪水等で生じた変位や損傷が拡大し、堤防の決壊等につながる恐れがございます。

目標、実施内容

そのため、堤防除草、除草後の堤防点検等を適切に行い、機能の維持を図ってまいります。

(施設の維持管理)

現状と課題

樋門等の維持管理です。仁淀川には、国管理、県管理の樋門等が合わせて79施設あります。多くの施設が老朽化をしております。これらを放置しますと、洪水時の機能に支障を来し、重大な被害を招く恐れがあります。

目標、実施内容

定期的な巡視・点検を行い、適切に補修を行うとともに、ゲートの自動化等、機能向上に努めてまいります。また、維持管理コストの軽減を図るため、施設の長寿命化を検討してまいります。

(大渡ダムの維持管理)

現状と課題

次に、大渡ダムの維持管理について現状と課題でございます。大渡ダムにつきましては、試験湛水中に地すべりが発生し、対策を実施しております。現在も、貯水池斜面の監視を継続するとともに、貯水位の低下速度に制限をかけ運用をしている状況にあります。また、ダムの堆砂状況は概ね計画どおり推移をしておるところでございます。

目標、実施内容

目標、実施内容としまして、貯水池斜面については引き続き監視を継続し、ダム機能の維持に努めます。また、各設備につきましては点検・整備を適切に行うとともに、各機関と連携しながら確実なダム操作を実施してまいります。流木等の貯水池障害物、ダム堆砂につきましては、状況を確認し、適切に対策を行ってまいります。

浸水被害軽減策および危機管理体制の整備

仁淀川の現状の施設整備または計画施設規模を超える洪水が発生した場合、被害を最小限にするための取り組みについて説明させていただきます。

現状と課題

計画規模、また、整備規模以上の洪水が発生した場合を想定して、人命等の被害を避けるために、避難のための情報伝達システムの構築、住民の防災意識の高揚、適切な水防活

動、CCTVの共有化等の関係機関の情報共有等が必要となってまいります。一方、水防団の高齢化や防災関連施設の未整備等の課題がございます。

目標

今後、浸水被害軽減をより進めるためには、一層の関係機関、自治体との連携が必要となってまいります。

実施内容

具体的に取り組んでいく項目は多様であり、すでに取り組んでいるものも、今後の取り組みになるものもでございます。主な取り組みとしまして、水防活動を強化する取り組みとして水防資材の備蓄としての側帯の整備、仁淀川水防連絡会等による水防団との連携の強化、住民の避難を迅速にする情報伝達体制の整備、洪水ハザードマップの活用等がございます。

総合的な土砂管理

仁淀川流域の上流から河口まで一連した土砂移動実態の把握、適切な土砂管理について今後の取り組みについて説明をさせていただきます。

現状と課題

仁淀川の土砂の状況を下流から見ますと、海岸部では砂利採取・海岸浸食で汀線が後退し、離岸堤等の対策がとられてきました。仁淀川の河道では、現状では概ね安定しておりますが、河口部付近で堆積、河口閉塞が課題となっております。大渡ダムにつきまして、概ね計画どおりの堆砂状況ですが、ダム下流の河床低下が懸念されております。

目標

今後、土砂生産域から海岸までの土砂移動を把握し、関係機関と連携し、総合的な土砂管理を進めてまいります。

実施内容

具体的には、土砂移動に関するモニタリング調査、定量的な土砂移動の把握、河床掘削した土砂を利用した高知海岸への養浜等を行ってまいります。

・利水（河川の適正な利用および流水の正常な機能）

続きまして、仁淀川の利水の現状と課題、今後の取り組みについて説明させていただきます。

現状と課題

仁淀川の利水事業は野中兼山の時代にさかのぼり、現在の八田堰、鎌田堰が建設され、現在の仁淀川下流域のかんがい用水の大筋がつくられております。その後、昭和30年代に上流面河ダムから松山市等にかんがい用水等を供給する道前・道後用水、昭和62年に高知市へ水道用水を供給する大渡ダムが完成し、現在に至っております。

（水利用の現状）

仁淀川での水利用の現状は、農業用水と発電用水が大部分を占めております。かんがい

は、鎌田用水、吾南用水の2用水でほとんどを占めており、約1万4,000haの農地に補給を行っております。一方、近年、河床形状の変化で十分取水できてない状況も見られております。

(現況の流況)

現況の流況でございます。仁淀川の正常流量を補給する大渡ダムにおきましては、完成以降24年間において16カ年で取水制限を行っております。ダムの枯渇には至っておりませんが、平成7年から8年に最大節水率60%、約3カ月間にわたる渇水を経験しております。

仁淀川の利水基準地点である加田地点で近年の流況を見ますと、正常流量であるかんがい期 $24\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $20\text{ m}^3/\text{s}$ に対し、渇水流量が $17.49\text{ m}^3/\text{s}$ であり、全ては満足はできておりませんが、現在までは、大渡ダムの枯渇や断水等、大きな被害には至っておりません。

(流水の正常な機能の維持)

目標、実施内容

今後とも、関係機関が連携し、合理的な水利用に努める必要があります。

今後の取り組みとしまして、仁淀川の動植物の生息環境保全、かんがい用水等の保全のため、広域的かつ合理的な水利用を関係機関と連携して進めてまいります。

(河川水の適正な利用)

目標、実施内容

また、河川水の適正な利用のため、大渡ダム、取水施設の適切な管理を行うとともに、渇水時におきましては、仁淀川渇水調整協議会を通じ円滑な渇水調整を図ってまいります。

(水質の状況)

現状と課題

次に、仁淀川の水質の現状と課題でございます。仁淀川本川は水質基準は満足され、良好な水質を維持しております。一方、下流域では、従来から製紙業が盛んで、製紙排水と生活排水が相まって、支川から白濁水の流入が見受けられます。仁淀川支川相生川では、流域での河川浄化の取り組みとともに、本川合流部に浄化施設を設置し、平成23年度から運用を行っているところでございます。

(水質の保全)

目標、実施内容

仁淀川の水質につきましては、良好な状態を保持していることから、現状の水質を維持してまいります。また、今後とも、地域住民や仁淀川清流保全推進協議会等の関係機関と連携し、一層の水質改善に取り組んでまいります。

・河川環境

続きまして、河川環境の現状と課題、今後の取り組み方針について説明させていただきます。

ます。

現状と課題

仁淀川の河川環境を上流域、中流域、下流域、そして河口域に分けて見ていきます。

(上流域)

上流域は森林で覆われ、急峻な渓谷となっていますが、景勝地も多く、レクリエーション等に利用されております。河川の生物はアマゴ等、溪流に生息するものが多く見られ、源流付近ではオオサンショウウオも生息しております。

(中流域)

大渡ダム河流の中流域では、水際部、河畔林、山林へと連続する環境が形成されています。河原の砂礫地には、イカルチドリ等生息し、瀬・淵が連続する場所では、アユ等の魚類が生息しております。河原等は、水辺を利用したレクリエーション等に多く利用されております。

(下流域・河口域)

八田堰周辺から下流域は、豊かな水量、連続する瀬・淵、広い砂州、レキ河原で代表されております。砂礫地にはコアジサシ等の繁殖地、また、瀬・淵はアユ等の産卵場や生息空間となっております。また、広い河原・水際はキャンプ等で利用され、親水スポットとなっております。一方、支川からの白濁水の流入が課題となっております。

仁淀川の河口域については、砂州、干潟を中心に多様な環境が存在します。干潟にはシオクグの塩沼湿地性群落が分布するワンドが存在し、砂州では重要種であるウミホソチビゴミムシ等が生息しております。

目標

仁淀川は、このように多様で良好な自然環境を持ち、河川利用も盛んであります。河川整備計画では、仁淀川の環境保全の取り組みとして、動植物の生息・生育・繁殖環境と治水・利水施策との調整と保全、仁淀川らしい河川景観の保全、河川空間の利用の促進、関係機関と連携した一層の水質改善を行ってまいります。

実施内容

具体的な取り組みといたしまして、レキ河原、アユ等の生息域・産卵場となっている淵・瀬の保全に努めてまいります。また、支川からの白濁水流入を改善するため、関係機関と連携を図り、浄化施設等の整備等、必要な対策を進めてまいります。

仁淀川で盛んな河川空間の利用につきましては、関係自治体と連携しながら、適切な河川利用を促進、水面利用に対し不法行為・危険行為について指導等の方針で進めてまいります。また、河川愛護モニター等、地域住民と一体となった河川管理を行ってまいります。

今後に向けて

最後に、仁淀川の河川整備のため、今後に向けて次の取り組みを進めてまいります。

治水、利水、環境等に関する情報につきまして情報の発信と、地域住民との共有できる

体制づくりを進めてまいります。

また、防災対策、河川環境保全のため、地域住民、関係機関との一層の連携・協働をした取り組みを図ってまいります。

現在十分解明されていない土砂の移動、動植物の生息に関する課題について、教育・研究機関と連携し、調査・研究を進めてまいります。

以上が、仁淀川河川整備計画【素案】の説明です。

司会 現在、事務局の説明が終わったところですが、ちょうど進行の切れ目となりますので、ここで3時5分まで休憩にしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。開始は3時5分からということですのでよろしく申し上げます。

<休憩>

司会 それでは、おそろいになられましたようですので、ちょっと早いですけども、議事を再開させていただきます。

議事に先立ちまして、本会より先に開催されました仁淀川流域住民の意見を聴く会におきまして住民の皆さまからいただきました主な意見について事務局からご紹介させていただきます。

事務局（国交省） はい、それでは、住民の意見を聴く会で出されました主な意見について説明させていただきます。

まず、仁淀川本川についてのご意見です。

1つ目。上流の奈呂地区、鹿敷地区、勝賀瀬地区、高岩地区の堤防整備をしてほしい。

2つ目。東南海・南海地震での中山間地域での河道閉塞も考慮してほしい。

3つ目。仁淀川本川、柳瀬川との合流点付近について、柳瀬川と同時並行で改修を進めてほしい。

河口砂州の閉塞について、閉まる前に開削をしてほしい。

次に、河原に柳、アシが繁茂している。樹木を伐採してほしい。

次に、堤防について、地震の揺れに対しては大丈夫か？

次に、堤防の漏水等の浸透対策を行ってほしい。

続きまして、近自然工法を積極的に取り入れていただきたい。

次に、仁淀川の砂利採取を規制してほしい。

以上が、仁淀川本川に関わる主なものです。

次に、大渡ダムに関するものとして、1つ。大渡ダムの地すべり地の斜面对策をしてほしい。

続きまして、支川になります。宇治川です。新宇治川放水路のはけ口にポンプを付けてほしい。

2つ目としまして、天神ヶ谷川の上流を下流のように広げてほしい。

続きまして、日下川です。日下川の改修を早急に進めてほしい。

続きまして、柳瀬川です。柳瀬川の改修を早急に進めてほしい。

その他としまして、ごみを何とかしてほしい。

2つ目として、支川からの製紙排水を何とかしてほしい。

3つ目、最後ですけれども、地域住民の意見をしっかり聞いて事業を進めてほしい。

これまでお受けした住民の意見を聴く会での主な意見を紹介させていただきました。

以上です。

3) 質疑・応答

司会 それでは、先ほど事務局より説明のありました内容の全般を通しましてご質問やご意見、あるいはご感想も含めまして、また、説明のなかった事柄でも結構でございますので、配席順、時計回りで仁淀川町長様より順にご発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

仁淀川町長 仁淀川町長の大石でございます。

私どもは仁淀川の水源地域にあたる上流域でございますので、そういった形から意見を述べさせていただきたいと思います。

皆さんもご存じのように、一昨年、仁淀川はNHK等で度々放映されまして、日本一の清流ということでかなり全国から注目いただきました。「奇跡の清流仁淀川」、「仁淀ブルー」として現在も多くの方々から注目をされ、現地へも多くの方々に訪れていただいております。そういった中で、私どもは、水源地域として、特に森林整備、河川の環境保全、そういった色々な活動を通じて取り組みをいたしております。今後ともそういった活動を続けてまいりたいと思っております。

私どもの町には、大渡ダムがございます。これまでもその維持管理につきましては、国交省、または事務所の皆さん方に大変なご理解とご協力いただいております。先ほどご説明ございましたように、湛水試験中に地すべり等が発生いたしまして、現在も貯水池周辺の観測等を続けていただいて、また、対応もしていただいております。これらにつきましても、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っておりますが、特に、ダムの放流時等における、ダム直下流の濁水、あるいは振動といったことに地元も非常に不安を抱えております。そういった環境整備にも今後取り組んでいただきたい。地元より強い要望もいただいております。

また、湖水面の周辺はちょうど桜の名所としても今現在多くの方々に来ていただいております。そういった面で非常にダム周辺の利用度も高まっておりますので、そういった湛水区域周辺も含めて環境整備にもご理解・ご協力をいただけたらと思っております。

また、本川以外にも、岩屋川、長者川、中津川、土居川という大きな4つの支流がございます。これらにつきましても、住民の意見にもございましたが、アシとか色々な草木類

が枯れ茂っており、非常に環境が悪くなっています。そういったものの除去もしていただき、環境整備をしていただきたいと地元からも強い要望もございます。また、池川のほうにあります土居川ですが昭和 50 年に大きな災害を受け、災害復旧工事で河川整備をしていただいております。これをできれば現在の近自然工法等をもって自然を取り戻していただきたいということをお願いいたします。現在、県のほうでもその近自然工法をもって対応していただいておりますが、これらにつきましても今後とも引き続き実施をしていただいて、ひとつより良い川づくりに努めていただけたらと思っております。

上流域としての意見になりましたが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

司会 ありがとうございます。

事務局から回答をお願いします。

事務局（国交省） それでは、大渡ダムからご説明をさせていただいたらと思ひます。

今、町長さんが申されましたダム湖周辺の桜並木の整備等につきましては、水源地ビジョンの中でも位置付けておりますので、また仁淀川町さんと力を合わせて整備をしていきたいと考えております。

また、ダム直下の濁水・振動につきましては、先日来、町のほうからご指摘を受けて、これまでの経過等のご説明をさせていただいておりますが、今後も状況を把握しながら対応をしてみたいと考えております。

また、適正な維持管理につきましては、やはり新しい知見を取り入れながら、そういったものを取り入れた降雨予測等を進めながら、適正なダム管理をしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

事務局（高知県） 支川の草木の除去のお話がありました。規模の小さな支川においては、治水上支障となる草木の除去が、効果的な場合も非常に多ございます。こうした維持管理につきまして、これまでどおり県単独事業で取り組みを行ってまいります。

また、土居川の近自然工法の改修です。これも県単独事業で引き続き取り組みをさせていただきます。

貴重なご意見ありがとうございます。

司会 それでは、続きまして、越知町長さま、お願ひします。

越知町長 これは前々から国にも県にも要望いたしておりますけれども、越知町としましたら、佐川町と共通する部分がございます。越知町は、仁淀川の本流、坂折川、柳瀬川が一つになります越知盆地で、洪水時には、必ず一定のところまで水が来ます。私の家は川に近いほうですが、私の家から佐川の黒岩まで 3k くらい全てが水没をします。途中の県道も通れない状況です。前々からお願ひしておりますが、これを言うといの町長に怒られるかもわかりませんが、佐川町の黒岩地区、柳瀬川のところですが、仁淀川の本流の水圧はものすごいもので、洪水時は 3m、4m の波がきます。巨大な木材も流れてきます。これだけ力があって幅の広い川ですから、やりようがございません。それに柳瀬川の水が入ってくるとなると、当然水位がどんどん高くなりまして、今言ったように、3k くら

いの広い水没をし、佐川町の庄田地区まで県道が通れなくなってしまいます。これを抜本的に解消するとなりますと、かつて県にありました、黒岩地区から仁淀川のほうに導水トンネル計画がございました。当時の資料を見ましたら、同じところに7本のトンネルが抜いておりました。この計画はボツになったようでありますけれども、明確に書類を越知事務所で見えて知っております。こういった計画を抜本的にやっていただかないと、この柳瀬川のはん濫、仁淀川のはん濫、越知町・佐川町でははん濫は基本的には解消しないと思っております。佐川町長と一緒に、あるいは地元とも一緒に国のほうへも行きました。加田までの直轄区間をもっと延ばしてくれというお話もした経緯がございます。今日の説明いただきました資料はいい内容だと思います。我々も仁淀川を守っていきたいし、住民の安全、そして中山間から奥の主な産業である農業・林業、こういったものを守っていくとなりましたら、今ここにありましたような計画で進めていただくというのは大変ありがたいことではあります。

けれども、もっと抜本的な政策をとって頂きたい。越知町の治水の問題が直接下流のいの町さんにも影響をするという問題も出てきますので、その辺の問題は実際試験的なもので出していただき、我々といたしましては、これをやっていただかない限り、毎年台風が来ますと、莫大な農産物の被害を起こします。3軒くらいが毎年水没をするという事態にもなります。農業立町であります佐川・越知町にとりましては大変な被害になってまいりますので、その辺のことを何とか解決する方法がないかお願いをしておきたいと思っております。

なお、私どもは台風のとくに大変、大渡ダムにお世話になっております。普段からしばしば、所長のほうからお見えになりまして現状報告も受けておりますし、大変安心をしておるところです。かつてはダムの影響で農地が浸かるのではないかといううわさもありましたけれども、もうそれは全くございません。今は理解されておると思っております。そういう意味では、ダムの調整に関しましては感謝を申し上げておるところです。

もう一点、河川の閉塞ということがあります。一番の心配は、かつて宝永の大地震のときに河川が閉塞し、大変大きい水が越知盆地を堰止めてしまいました。越知町で一番大きい災害は戦後の枕崎台風で越知町の市街地が全部浸かりました。もし台風のとくにここが閉塞をするとなると、それ以上の被害が発生するのではないかと。普段の水量のときに、南海地震が起こって閉塞をしても、仁淀川の水量は結構多い。すると、時間の問題で越知は水没するということになります。これは、河川事務所の方々にもご協力願いまして調査もされておると思っておりますけれども、越知町・佐川町としては、まず一番閉塞が起こった場合に困るのではないかなと思っております。そういうことを考えまして、最も危ないところについては要因を取り除く対策も考えていただきたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

事務局（高知県） 県の河川課長の吉本でございます。

柳瀬川の改修のお話がございました。これは佐川町長も越知町長からもお話があったとおり、昭和 53 年に庄田から下流の仁淀川の合流点まで改修すべきということで計画を立てまして、用地買収等臨んだところですが、川幅を広げる面積が非常に大きいということで、越知町の柴尾地区、下流部が全く用地買収に応じてもらえないということもありまして、平成の 10 年代に休止に至ったというところがございます。この計画は、今、町長がおっしゃられた仁淀川の水も受けて、抜本的な改修というところではありません。柳瀬川流域に降った水を仁淀川まで流そうという計画でございましたが、そういったことで休止になっております。ただ、昨今、ゲリラの豪雨の中で、県道が浸かったり、住家が浸かったりというふうなお話もある中で、地元のほうで大変改修を望む声が大きくなっているということも十分承知しております。地元の皆さま方のお気持ち・ご協力次第ではございますが、我々としても再度改修に臨む準備はございます。ただ、計画といたしましては、当面は昭和 53 年に立てました柳瀬川の降った雨を流す、言い換えますと、仁淀川のバックも全部受けてというふうな計画ではありませんが、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

事務局（国交省） 先ほどありました河道の閉塞の件ですけれども、先ほどの住民のご意見のときにもありましたが、ほかの会議でもお受けしておりますので、ご意見としてお伺いさせていただきます。ありがとうございます。

司会 続きまして、佐川町長さま、よろしく申し上げます。

佐川町長 佐川町長の榎並谷でございます。

このたび、国交省、そして高知県の皆さんには、こうした大変貴重な、そして意義のある会を催していただきまして、まず感謝申し上げたいと思います。

私どもの要望としましては、先ほど事務局でまとめていただきました住民からの要望、これに全部集約されているという思いで聞かしていただきました。

佐川町は、8 年前から住民の皆さんの大変強い要望をいただきまして、この中流域の水害を軽減しようと行政としても取り組んでおります。その間、国交省の皆さんにも、県の土木の皆さんにも大変ご無理もお願いを申し上げておる状況でございます。

そうした中で、気になるのが、例えば高知県の管理区間の目標の中で「床上浸水被害の軽減・解消に努める」とこういう文言でございます。これは当然のことでございますが、先ほど越知町長もお話がありましたように、この中流域は、毎年雨の度に田畑が荒らされるということが続いております。ご説明のように、波介川、日下川、宇治川は 30 年、40 年の間にいろいろ住民の皆さんが苦勞されながら今やっと浸水から解放されつつあるということでもございました。私どもも決して短期間でこの中流域の浸水対策が解消されるとは思っておりません。先ほど 50 年、51 年の大災害のときに 7 本のいわゆる放水トンネルの案もあったようでございますけれども、このことを今、30 年後の計画の中に文言だけでも盛り込んでいただきましたら、我々も含めて、住民も安心するのではないかということを感じました。確かに、人命がまず第一でございますから、床上、家屋の浸水、そして先程来あ

るようないわゆる崩壊に対するダム等の問題もあります。けれども、やはりこの地区で生活していくには、農業、これも大事なことでございます。だんだんと人口が減っていく中、荒れた農地も出てくる、後継者がいない。その背景には、やはりこうした環境にもあるのではないかと今の若い人たちの声もありますので、ぜひ長い間の目標としてはこのことも文言だけでも加えていただいたらなということでこの会議に参加をさせていただいて、先ほど来お話をさせていただいておるわけでございます。それが一つ。

そして、もう一つ、環境の問題でございます。ご説明のように、私ども、柳瀬川、そして西の春日川の中の地域の行政区域でございますけども、これも50年、51年、大きな災害のときに、大きな河川改修をしていただいております。その中で、堰でございますけども、ゴム製、一般には私ども「ファブリダム」というふうに聞いておりますけども、それが今、どうも寿命がきつつあるということでございます。管理は町あるいは利水組合に移管されておりますので、確かに県の管理河川であるとはいえ、この堰の責については河川管理者にはないとは思いますが、これが私どもの当町だけでも9カ所ございまして、もう寿命がきてございます。これをこれから改修していくことは私ども町の財政が大変だということです。いろいろな形で、県のほうにもお願いしながら、あるいは国にも、寿命の永久化というような事業も取り入れながら準備してはいますが、これが私ども大きな悩みのうちの一つでございます。ぜひ30年計画の中にもこうしたことも含めて考えていただいたらなと、そんな思いをしながらご意見として申し上げたいと思います。

もう一点環境面でございますが、大変私ども寂しい思いをしたのは、今の春日川にしましても、本当に魚がすめない状況でございます。何とか自然工法に将来していきたい。今日、明日のものではなくても、やっぱり30年、40年先には、もう一度自然を戻せたらという思いで眺めておりますので、このことも含めてお願いを申し上げます。

そして、環境問題のヨシです。これは本当にかつてこんな状況を私ども見たことないですけども、今、県の土木のほうでは、私どもかなりの河川、毎年お世話になっております。これからますますこのことが、予算的にも大変じゃなからうかと思えます。これはお互いにいろんな面で知恵を出しながら、きちっと環境を守っていくということが必要だというふうに思っておりますので、このことも踏まえて私の意見として述べさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

司会 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

事務局（高知県） 貴重なご意見ありがとうございました。

まず、第1点目の床上浸水被害の軽減・解消ということで、スライドのお手元の資料の33ページに県の目標として県管理区間というところで記載があります。これは、ご説明させていただきますと、内水はん濫被害に関してということでございまして、内水はん濫被害と申しますのは、例えば本川の改修をして堅固な堤防を建てまして、降った雨はその川に流れ込むという形の中で、堤内地側が降った雨が川のほうへ流れなくなって、ゆっくり

浸かっていくような水がどうしても発生します。特に、最近は何れも豪雨ということで大きな雨が降って、河川水位が上がって、その後の雨がうまく川へ流れなくなって内水被害が発生すると。そういった、言葉は悪いかもしれませんが、軟らかい水と申しましょうか、といったものに対して床上という最低限防いでいきたいといった意味合いの記載でございます。川の水があふれるといったときは当然田畑も実質的な形の取り組みは行っていく必要があると思っています。

次に、2点目のトンネルのご要望があるというのは我々も従前から承知していますところで、これにつきましては、また今後改修を進めるに当たりまして、いろいろご説明もし、意見も承ってまいりたいということで、今後の課題ということで考えさせていただければと思います。

それと、ゴム堰は、今お話があったとおりでございますので、また何かいい方法がないか私どもも一緒に考えていきたいと思っております。

それと、最後に、例示的に春日川の河川名が出ましたが、当然、河川環境、平成9年に河川法が変わりまして、河川環境の整備と保全ということで水生生物が河川に、当然魚も含めてですが、すめるような環境をつくっていくということも河川管理者の責務でございますので、まずは治水ではありますが、環境面への取り組みも今後我々としてもやっていく必要があると思っておりますので、またいろいろお知恵も拝借しながら取り組みも進めてまいりたいとそうように考えています。

以上でございます。

司会 続きまして、日高村長さま、よろしく申し上げます。

日高村長 地元の戸梶でございます。

今日は、ようこそ日高村へお越しくださいました。

先ほどのスライド、説明の中にもありましたように、50年、51年の大水害を受けて、大きな治水の施設を造っていただきましたが、まだ不安があるということで、今現在、国土交通省さま、県土木さまでの日下川浸水対策調整会議を作っていただきまして、それぞれの役割を明確にした日下川総合治水計画の作成に取り組んでいただいておりますことから感謝を申し上げたいと思います。

日高村からは、内水はん濫への対応および河川環境につきまして要望を申し上げたいと思います。

村の最大の課題は、何と言いましても、先ほどから説明もありましたように、内水はん濫への対応でございます。スライドのページで31ページにありました排水ポンプ車を配備といった具体案を示していただいたところでございまして、大きく期待をしておるところでございますが、従前から村が要望しておりますのは、排水機場を最終的にはお願いをしたいということでございますので、実現に向けまして高知県による河道拡幅についてのスピード感のある対応をよろしくお願いを申し上げたいと思いますし、国土交通省さまにおかれましては、最終目標であります排水機場の整備に向けて今後ともご協力を賜りたいと思

うとでございます。

それから、河川環境の部分でございますが、1つ目は、動植物の生育・生息・繁殖環境というこの部分で、県の管理河川であります日下川下流域であります。ここに広島県と高知県にしか生息していないといわれておりますサイジョウコウホネという稀少植物が確認をされたということで、牧野植物園の学芸員さんのほうからそういう情報が入りましたので、この区間改修に当たりましては、十分に配慮をお願いしたいということでございます。日下川調整池、戸梶川調整池、特に日下川調整池はもうできてからずいぶんになります。その関係で、その中にありますコウホネとかいろんな湿地性植物が群生しておりますし、野鳥も来ております。そういう意味で、負の遺産が、今、フットパスというふうな形で村の一つの観光資源みたいな形にもなってきておまして、こういう希少な動植物についてはぜひご配慮をお願いしたいということが一点でございます。

もう一点が、河川空間の利用ということで、神母樋門のすぐそばにあります仁淀川の右岸の部分です。ここについては、多くの方が利用可能な公園的な整備をお願いしたいということでございます。この神母樋門のすぐそばに土佐二の宮小村神社というのがございまして、ここに高知県に3つしかない国宝の金銅荘環頭大刀というのがございます。日高村としましては、村の財産でございますこの環頭大刀を一つの観光の資源として県内外から交流人口を増やしたいということで今、取り組みをしております。この小村神社自体が非常に仁淀川と関わりのある神社でございまして、瀬登太刀でありますとか、ご神木の燈明杉については仁淀川の大洪水のときには杉の梢に霊火がともるといような昔から言い伝えがあるぐらい仁淀川とは切っても切れない神社でございます。仁淀川のすぐそばにありますので、仁淀川の河川敷を利用し子どもたちや多くの方が来て楽しんでいただける憩いの場を創っていただけたらと思います。小村神社へ参拝していただいて、少し足を延ばして江尻の河原へ行けば、近くに羽根という仁淀川からの逆流を防ぐものもあり、昔からの遺構として歴史遺産というような形で整備をすれば、水との関わりについての学習の場にもなろうと思いますし、仁淀川は、非常に今、ブレイクをしておるわけでございますので、日高村にもそういうふうな交流、水とふれあう場所をぜひ考えていただけたらというふうに思います。村のほうもいくつか案もあるわけでございますけども、ぜひ今後そういうような形でご検討をいただけたらと思うところでございます。

日高村からは以上でございます。

司会 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

事務局（高知県） 高知県のほうから何点かお答えさせていただきます。

日下川の改修のスピードアップというご要望ございました。我々も十分認識しております。現在は、国道から上流に取り組んでおりますが、一定目処も立ってきております。つきましては、下流部、神母樋門から国道までの用地測量も早く行って、用地買収へも早期に入り、改修も進めたいと考えています。用地測量につきましては、村役場さまとも協議

する中で、国土調査はもう行われるということで、足並みを揃え、我々としても早く取り組んでいきたいという気持ちでいっぱいでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、河川環境のお話で、下流域に希少な動植物があるという話です。当然、種の保全に我々も努めながら、工事の際には、有識者の指導も仰ぎながら行ってまいりたいと思います。現在、いの町の奥田川でもそういった近い話がありまして、牧野植物園の方のご意見・指導も仰ぎながらやっておるという事例もございますので、種の保全には努めてまいりたいと考えています。

県からは以上でございます。

事務局（国交省） 国からのほうですけれども、まず、内水被害の軽減に向けてというところですが、今、これについて取り組みをさせていただいておるところでございますけれども、発生原因がまだよく分かってない部分もありますので、調査を行いまして、効果的な対策について検討を進めていこうと考えております。素案の中にも記載しておりますけれども、今後の浸水被害等の状況を見て、必要に応じて対策を実施するといったところでご理解いただけたらと思います。

最後の神母樋門付近の公園整備の件でございます。こちらについては、公園整備計画等、具体的な内容ができれば、協議ができようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

司会 続きまして、いの町長さま、よろしくお願ひします。

いの町長

まず、いの町の治水は終わってないということをご理解願ひしたいと思います。その中で、日高村長が言いましたように排水ポンプ車というのもいいんですけど、やはり強制排水ポンプというところが今回の計画にきちっと見えてないかなというのが少し残念でございます。

その中で、戦後第3位の平成17年の雨量に基づいて計画をしておるという説明がありました。これは1/30ですか1/50ですか。できれば昭和50年の1/100というのを計画に盛り込んでほしいという要望でございます。

そして、大渡ダムの機能を維持する挙動の監視。要するに、地すべりがあるというのは分かっていますので、早く地すべり対策を実施していただかないと、下流は困るんです。このところをもう少し計画の中へ重く入れていただきたい。

そして、仁淀川の堆砂の除去。これは、モニタリングを期間的に行って、その後、河川断面でやるという説明がございましたけど、実際には例えば33号の仁淀川橋の上下流はかなり堆積していますよね。つまり、河川断面を阻害しているということです。単に堤防をつくっていただくという計画もありましたが、そういった堆砂をどうするのかといったのは、モニタリングでは遅いのではないかと考えております。

次に、白濁水、要するにルネッサンス の延長線でございますが、これは浄化施設の整備をしていただくというようなお話がありましたのでこれはいいとして、それと宇治川、天神ヶ谷川、この件も整備をやっておる、これもいいです。一つ分からないのが、資料 - 4 の 7 ページ、そして素案の 104 ページ、これは流量が違いますよね。基本高水のピークが 17,000 m³/s とあるのですが、これでどうして 14,000 とか 11,000 という数字が出てくるのでしょうか？ここをお尋ねいたします。

以上です。

司会 ありがとうございます。

事務局、よろしく申し上げます。

事務局（国交省） まず 1 点目としまして、平成 17 年の戦後第 3 位、この洪水が何分の 1 かというお話ですけれども、これは約 1/15 という評価になります。後ほど出てきますけど、1/100 ということを町長さん言われておりました。基本方針の目標として仁淀川の場合は 1/100 に対しての計画ということで、1/100 の雨が降った場合に 17,000 m³/s の水が出てくるところで、それが基本高水流量になります。先ほど言われました 7 ページの資料ですけれども、こちらの真ん中に、「河道配分」と我々言いますが、この中に書いています。伊野地点がございまして、そのかっこ書きの 17,000 m³/s というのが基本方針上の 1/100 で、大渡ダムとか洪水調節機能がなければ 17,000 m³/s 流れてくるとい基本高水ピーク流量です。その基本方針の中で、現況では大渡ダムとか桐見ダムとかありますが、合わせて、ほかの洪水調節も合わせて新規のものになってきますけども、3,000 m³/s カットした後に、伊野の地点で河道での持ち分が 14,000 m³/s ということでご理解いただけたらと思います。17,000 m³/s、14,000 m³/s の関係は、洪水調節の 3,000 m³/s を引いたものだということで、確率的には 1/100 の基本方針の計画の数字でございます。

続きまして、堆砂の除去でございます。言われました 33 号から下流の河道のことですけれども、こちらのほう、今回の整備計画流量 11,000 m³/s ということを目標にしておりますが、その目標流量に対しての阻害があれば当然切っていくということで、樹木の伐開も含めて土砂の除去をしていくということを考えております。そういったところから、現状の河道の状態でも 11,000 m³/s は流れるものと考えておりますが、阻害するような形が確認できれば、堆砂の除去、樹木伐開等を対応していくということでございます。

事務局（国交省） それでは、大渡ダムの関係で、地すべり対策を早急にというご要望でございましたけれども、この部分につきましては、平成 21 年の 7 月に改訂になりました貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針というのがございまして、これに基づいて現在、調査を実施しておるところでございます。この調査が進捗しますと、これに基づいた対策の検討というところに入っていくということになります。この進め方につきましては、学識者の意見を聞きながら、また、指導を得ながら進めるということで実施しておりまして、そのための組織として、大渡ダム貯水池斜面検討委員会というものを設置しております。この委員会の中で、現在の調査、今後の対策についてご指導を得ながら進め

ていきたいと考えておりますので、この辺のことをご理解いただきますようによろしくお願いたします。

司会

続きまして、土佐市長さま、よろしくお願いたします。

土佐市長 土佐市長の板原でございます。

計画をいただいて、ご意見を聞いていただけるということで大変感謝をいたしておりますし、また、昨年5月には、波介川河口導流事業の床上特緊の完成ということで、本当に工事主体の国土交通省さま、また、県さまにも大変にご配慮をいただいて、ご苦勞をいただきまして、本当に感謝をいたしております。

実は、17点ほどあるのですが、4点に絞って意見を申し上げたいと思います。利水関係も治水関係もございしますが、本体のページ順にいきます。

まず、63ページでございますけど、利水の関係の沿革の部分だと思いますけど、鎌田井筋の部分、鎌田井筋には今、利水上の水がない渇水問題と、それと治水上の問題があるということをご承知いただいておりますが、そういったことの記載が入れることが可能であれば、入れてもらいたいというのが一点。そして、仁淀川本川河床低下によりまして自然流入水量不足が生じております。また、慣行水利権等、吾南等を含めて表記いただけないか、そういった点が一点。

そして、2点目ですが、ページでいきますと109ページ、110ページあたりになるのですが、先ほど1/100というふうなお話、また、17年のものが1/15というお話もございました。ここの波介川、火渡川、長池川でございますけれども、17年で浸かったところがあるというのはご承知の上で1/3にされているのがちょっと気になるわけでして、先ほどありました17年には1/15ということでもありますし、1/20あたりにせめてしてもらえないかというのがあります。できれば、109ページの波介川、一定のもう効果はあったということの話で終わらずに、その後へでも、例えばですが、「平成17年の水害等も考慮し、年超過確率1/20以上の規模での改修が必要であり、その具現化に向け取り組む」とか、そういったような前向きな表現を加えてほしいというのがございます。これは、火渡川、長池川も同様に、その確率を数字上げてもらいたいというのがあります。1/100までは言いませんので、何とか1/20ぐらいでよろしくお願したいなと。それが2点目でございます。

3点目ですけど、大渡ダムの関係になります。大渡ダムの利水調整機能に関連いたしまして、期別の運用等です。マニュアルに沿った取り組みがされておることは承知をいたしております。もっと分かりやすく言えば、加田のあたりの量を調整するのに、例えばよりもっと具体的に言えば、4月、5月に普通雨が降ると大丈夫ですけど、渇水になった状態で鎌田井筋に水が来ないということで、水田が作れない状況が毎年のように起こりだしております。加田の流量調節をもうちょっと弾力的に大渡ダムの調節ができないかなというのが希望でございます。なかなかその基準を変えていくというのは非常にハードル高いとは思っておりますが、例えば流域関連利用調整協議会とか、そういった機関なりをつくっ

て、そこで関係団体の了解をとった場合には実行できるとかいったようなことでもしなからクリアできないものかなというのがお願いを含めた分でございます。

そして、最後の4点目です。144ページになります。河口部の維持管理というところが適当かどうか微妙ですが、河川機能維持上に必要な分ということで、関連があるので申し上げます。波介川河口導流事業は、完成をしてないのはご承知のとおりでございます。先日は床上特緊の事業が終わったということで、確かに一定の効果もありました。去年の2回ぐらいの出水については非常に大きな効果の確認ができて、大変住民の皆さんともども喜んでおります。感謝もいたしております。ただ、河口導流事業の全体の当初からの長い経過の中で、つくばの実験施設、1億円かけてつくっていただいた時代もありました。それも、各住民の皆さんはじめ、議員さん含めて皆見せていただいております。そこで強調されたことは、河口部の導流堤といいますか、その部分が非常に重要ですという説明を視察に来た者は皆受けております。実は、私も受けておりますが、そういったことの中で、あれはどうなっているのかという話がよく出てきます。今回の河川の計画の中のエリアからは外れる河口部かもしれませんが、表現が難しいかもしれませんが、そういった経過の中で、海岸事業分になるかもしれませんが、例えば必要に応じて海岸事業の中で取り組んでいくとか、そこまで表現できんかもしれませんが、あれだけ強調されたものにとっては、やはりそれは一定区の河川維持上の重要なポイントだと認識しておりますので、そういった表現を加えることはできないだろうかというお願いを含めた意見でございます。

以上4点、よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

事務局(国交省) それでは、4つございましたので、1番から順番にいききたいと思います。

まず1点目が、63ページのところ、素案の。鎌田井筋の問題ですけれども、素案の中に組み込んでいただけないかということですが、ご意見として賜って、再度現状も確認の上で検討させていただきたいと思えます。

それと、本川の河床低下により自然流入量の不足というご意見ですけれども、これにつきましては、64ページのほうに「近年では取水施設付近の河床形状の変化等により十分な取水ができていない状況が見られる」という記載をしております。これにあたるものと考えておりますので、ご理解いただけたらと思えます。

それと、慣行水利権の表に追加ということですが、こちらと同じ64ページに表-2.2.1ですが、仁淀川水系水利用現況ということで農水、水道、工業用水等の許可、慣行等の表で整理をしております。こちらの表現で掲載をしておるところでご理解いただけたらと思えます。

1点目は以上です。

事務局(国交省) それでは、2点目の加田地点の確保流量の件でございますけれども、

まず、河川法の中で湧水時の調整のあり方として河川法 53 条の中で湧水調整の項目がございまして、その中では、利水者間で調整をする分について河川管理者が調整をするということになっております。先ほどの市長さんのご要望の件、農業者間、それから上水の方等々の調整の中で、水のやり取りの調整が整えば、それに合わせたダムからの放流というのは可能かと考えております。そう言いながらも、鎌田の取水地点の水量を増やして水位を上げることによって取水できる量を増やそうとお考えだと思いたしますが、仮に現時点で仁淀川の水を 10 cm 上げるとなると、大渡ダムからは、貯めておる水を約 11 m³/s ほど上乗せして放流するということになってしまいます。そうしますと、今貯めておる水が約 11 m³/s 上乗せすることによって補給をするとすれば、2 週間で空になります。そういう大きな量になりますので、そここのところについては、ダムの水をたくさん補給して取る方法は難しいのかなと思います。できる方法としては、河床をどうするかとか、取水施設をどうするかというようなところが、ダムの補給よりも調整がしやすいのではと思います。

以上でございます。

事務局（高知県） 県の河川課です。

109 ページのご指摘でございます。おっしゃるとおり、この文言のままですと、波介川本川はもうさわらないような形になっています。これは市長もご案内のとおりですが、我々の管理する波介川の流下能力を用地買収せずにどれくらい流下能力が高められるか等の検討を始めております。いい答えがあれば、それに向けて当然、向こう 30 年でするので取り組んでいきたいと思っています。板原市長の気持ちにどれくらい応えられるか分かりませんが、今の文言よりは取り組むような姿勢を示す形に直せればと思います。

それと、改修の規模ですが、現在の波介川県管理区間が 3 年に一度程度の豪雨対応ということで 420 m³/s ということになっています。支川火渡川、長池川が、波介川へ流れ込んできます。流れ込む先の波介川が 3 年に一度の豪雨対応ということで、支川もそれに支配されてしまいますので、いきなり本川が 1/3 にもかかわらず支川を 1/20 とか 1/30 にはなかなかありませんので、まずは支川のほうも現在の 1/3 で整備をして、流れ込む波介川のほうの規模の流下能力が高まれば、それに従って支川のほうの改修規模も高められるようなことになろうかと考えています。

以上でございます。

事務局（国交省） 最後の河口砂州の話ですけども、中導流堤の計画のことだと思えます。中導流堤については、河口の開口部の安定とかいろいろありまして、現在のところモニタリング等で河口の状況を確認して今後のことを考えていこうということで、今のところ、導流堤については施工をやるようにはなっておりません。なお、意見としてお聞きしましたので、そのことについては今後検討していきたいと思っております。

司会 続きまして、高知市都市建設部長さま、よろしくお祈いします。

高知市長代理都市建設部長 これまで仁淀川改修期成同盟会で私どもの要望を関係市町村と共に要望していた事項が今回この計画の中に盛り込まれていたことについてお礼を申

上げたいと思います。

質問としまして2点ほど、それとお願いを1点お願いしたいと思います。

まず、23 ページの堤防の浸透、仁淀川本川の問題でございますけれども、堤防への浸透への対応でございますが、川表の遮水工法によって矢板設置をされるようになっております。弘岡地区の地下水利用に影響がないようご検討をお願いしたいと思うわけでございますが、堤防の漏水対策は大変重要度があるということをご認識しておりますけれども、この地域におきましては、大量に地下水を利用している企業もございますので、そういう影響も踏まえた検討を一緒にお願いしたいということでございます。

それとあと2点目でございますが、高潮、大規模地震・津波対策への対応でございます。この24 ページの中にその対応も記載していただいております。24 ページ、25 ページでございますか。海岸と一緒に海岸計画における防御と一体となった河川堤防等により津波災害を防御するというご理解いただいていると思います。ただ、河川の耐震・津波対策というふうに具体的にここには示されておりませんので、できましたら、こういう形のパラペットの増強・嵩上げをするということが記載できないものだろうか、下流部において一体となった対策の具体的なものは記載できないものだろうかというこれもお願いをさせていただきたいと思います。

それと最後に、河川環境でございますが、この仁淀川流域関係市町村、思いは同じだと思いますが、特に私の思いとしまして、この62 ページに絵も載っておるのですが、大渡ダムとの関係でございます。大渡ダムの関係で、地すべり対策の実施をしていただいております。仁淀川の風景というのは本当に素晴らしいものがございまして、従前の仁淀川の美しさと清流の美しさとともに、我々も県外に自負するものがあるわけでございます。そこでこの大渡ダムの地すべり対策のアンカー工法でございますが、アンカー工法のただコンクリートを打ってアンカーを施工するというのではなく、30 年先を見据えて、土木技術も上がっておりますので、周辺のいわゆる緑と一体となった修景みたいな形がとれないものか、そういうものも、周辺の環境に配慮した対策もできないものだろうかと常々思っておりますので、ご提案をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

事務局（国交省） それでは、1点目の堤防への浸透への対応、漏水対策ですけれども、地下水利用への影響等も考慮して、配慮した工法ということでございます。イメージ図の中にも矢板、ブランクット等描いておりますけれども、そういったものを地下水等の流れも解析をいたしまして工法を決定、設計をまいりますので、それをご理解いただきたいと思います。

2点目、お願いします。

事務局（国交省） それでは、大渡ダムからご回答を申し上げます。

現在、地すべり対策工としてさまざまな対策工を実施しておりますけれども、今後、必要に応じて対策を実施する中では、景観法が設置されまして、その中で、景観に基づいた施工をするという地域に大渡ダムもなっております。今後、地すべり対策工を実施することになれば、その取り扱いに則った進め方ということになりますので、今、ご要望の件については、配慮していくというご回答になります。

事務局（国交省） 地震・津波の件でございますが、具体的なことでありますけれども、今、海岸のほうでは施設画上的津波高というのを設定されておまして、それと整合しまして河川のほうの堤防の対策等についても再度検討をしていきたいと思っております。ここに文章で書かせていただいているような表現ですけども、具体的には今のところ記入はしておりません。意見としてお伺いしておきます。

司会 一通りしていただきましたが、時間がまだ 15 分程度ございますので、誠に失礼ではございますが、挙手をお願いしたいと思います、ご発言等ございましたら。

佐川町長 佐川町でございます。

先ほど、お願いするときに 2 点、舌足らずのところがああります。ちょっと補強させていただきます。

一つは、先ほどの床上浸水です。要は、中流域の先ほどの柳瀬川の改修で、これだけでは浸水対策は解消できないという話がございます、我々はそれを受けていろいろお願いをしております。もう 3 年ぐらい前ですか、土木部長に陳情に行ったときに、「いや、それはもう農地が浸かるのは仕方ないよ」と。「家が浸かるんなら別の方法があるんじゃないか」ということを受けまして、ちょっとショックを受けた記憶がちょっとよみがえりまして、ぜひこれはお願いでございますから、まだ改修されてない中流域の浸水対策、これは農地であろうとどうであろうと、ぜひこの中に盛り込んでいただけたら。前段申し上げた 35 年くらい前に 7 本の放水トンネルありましたけど、30 年後になりますと皆さんの中から、完璧に消えます。だから、向こう 30 年、これがもしなかったら、また 30 年先にこのことがまた繰り返されるということになったら悔いが残りますので、ぜひその中流域の浸水対策、農地であろうと被害であるということ認識していただいて、一言、向こう 30 年の河川整備計画の中には文言をぜひお願い申し上げたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。

ご発言どうぞ。

越知町長 大渡ダムと県の桐見川のダム、この連携をよく地元から言われます。特に台風時には、非常に大きい問題になってきますので、国と県とのダム同士、連絡体制は取れておるのか、あるいはこれから取れるのでしょうか？

司会 ありがとうございます。

事務局のほうから回答ございましたら。

事務局（国交省） それでは、大渡ダムでございますけれども、出水の期間中に大渡ダ

ムと桐見ダムが連絡が取れておるかということにつきましては、まず、大渡ダムが放流、また、水が増えいろいろな情報を出す事については、下流の土木事務所等、また、県の河川課等への情報連絡はしております。放流通知、放流に関する情報という形で行っておりますけれども、洪水の調節部分については、実態としてはそこまでの調整はできておりません。下流の浸水被害を見ながら洪水調節をするというのが原則でございますので、現在のダムを動かす基本になりますのが操作規則です。操作規則の中ではただし書きというのがあります、今後の降雨予測の精度が高くなった時点において洪水調節容量に余裕がある場合には、その洪水調節容量内で洪水調節をする割合を増やしていくということは可能かと思えます。これは、その都度その都度の判断になりますので、こうしますとはなかなか明言できませんけれども、そういったことは可能な操作のルールになっておることとでございます。それと、桐見ダムは小さい流域でございますし、大渡ダムにつきましては上流に 688.9 km²という大きな流域を構えておりますので、その部分については、なかなか大渡で調整をするというのはちょっと困難ではないかと思われまので、その状況を県のほうにお知らせして調整をしていくということしかできないのではないかなというふうに思います。

司会 ご発言がある方。はい、どうぞ。

いの町長

大渡ダムの管理を皆が言いますね。地すべりを早く直してもらおうということはこの計画の中へ重く、下流としては入れてもらいたいですね。

それで、大渡ダムの内部にある堆砂、計画どおり堆積しておるという話ですけど、それを除去したらもっと水を貯めることができませんか？それで、加田地区の水位を上げるのに毎秒 11 m³/s 流れたら 1 週間か 2 週間かでなくなるということでしょう？その時期は冬場の水位ですか？夏場の水位じゃないですか？

事務局（大渡ダム） 夏場の水位です。

いの町長 4月、5月でしたら 3千何百万 m³/s あるじゃないですか。それと 14日という期間があれば、調整したら、例えば 10日の間で田植えをすとか。宇治川の放水路でもそういうことをやったのですよ。この期間はこの 1週間で田植えしなさいとか。その前に田んぼを耕しなさいとか。そういう区間区間でやったら、14日もあれば何とかならないかなという思いがありました。

重ね加えて地すべり対策、よろしく願いいたします。

司会 まだ若干時間ございますが。

どうぞ。

土佐市長 今、それこそ利水のほうで何日おきかに止めるということで、私達利用者間で調整は一応やっております。そういった形で、例えば毎日にも及びませんので、一日おきにしていただけたら 4週間いけますよね。その間に雨も降るでしょうということで、何かご検討をいただきたいという思いを申し上げたいと思います。

それと、もう一点、最後の話の4点目の部分ですけど、位置もなんか把握されておられないような感じはしましたけど、以前、私が市長になってからもそういったお話、一部県議のほうからかなり強い意見も出たようにも聞いておりますが、そういった部分で、これは海岸事業なのでというお話があって、そこでまた検討をしますというお話があったように記憶もいたしております。もう一度過去の分も整理をいただきまして、つくばで1億もかけてやって効果も聞いておりますし、そういった部分は一定書き込むことができないものかなという要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

司会 最後になりますけども。

どうぞ。

司会 どうぞ。

いの町長 県管理の上八川川と小川川の接点、高岩について、今年調査を入れていただきました。その計画がこの中にないように思います。

事務局（高知県） 部分的な改良につきましては、今後とも県の単独事業のほうで引き続き取り組みを進めてまいります。

いの町長 分かりました。

司会 予定のお時間となりました。概ねご質問やご意見も出尽くしたようですので、このあたりで質疑・応答を終了させていただきます。

市町村長の皆さま、熱心なご意見・ご討議、誠にありがとうございました。本日いただきました意見等につきましては、十分に検討をいたしまして、今後の仁淀川水系河川整備計画にできる限り反映させていただきます。

最後に、今後の予定等につきまして事務局から連絡させていただきます。

5. 閉 会

事務局（国交省） 本日のご意見の公表に際しましては、事務局から皆さまに速記録を送付させていただきまして、ご発言の確認をさせていただきたいと思います。

今後ともご指導のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

司会 それでは、以上をもちまして第1回仁淀川流域市町村長の意見を聴く会を閉会いたします。

ご出席いただきました市町村長の皆さま、本日は誠にありがとうございました。

会議は閉会となりましたが、傍聴の皆さまにお知らせします。

本日配布資料の中に意見記入用紙を準備させていただいております。ご意見のある方は、記入後、本会場の後方に準備しております意見回収箱に16時50分をめぐりに投函してください。また、ニュースレターにありますハガキをご利用いただいて、後日でも結構ですが、投稿いただきますようよろしくお願いいたします。

傍聴の皆さま方、本日はありがとうございました。